

月1で学ぶ！消費者の賢コツ

製品表示で 安心した買い物を

消費者の利益や安全を守るために、製品への品質の表示やマークの表示などをさまざまな法律で義務化しています。

家庭用品品質表示法

製品の購入に際し、消費者が不測の損失を被らないように、製造や加工に関わる事業者が品質などを適正に表示しなくてはならないとされています。

製品に表示が適切になされているかの立入検査を行うことができる権限は群馬県から委任されており、町では年1回の頻度でこの立入検査を実施しています。

上記の法律については、町や消費者庁、経済産業省のホームページで紹介しています。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター

☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

● 消費者庁ホームページ

URL https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/

● 経済産業省ホームページ

URL <https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.html>



町ホームページは
こちら

消費生活製品安全法

消費者の生命や身体に対する危害を防ぐために、特定製品マーク(PSCマーク)の表示を義務付けています。このマークは、法令上の義務を果たした届出製造・輸入業者が表示することができるマークです。